

1 協定実施法案の主な内容

(1) 趣旨（第1条関係）

査証免除制度の下で安全な国際的な渡航を一層容易にしつつ、両国の国民の安全を強化するため、必要な指紋情報等を交換する枠組みを定めた「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」（日・米重大犯罪防止対処協定）の実施に関し必要な事項を定めるもの。

(2) 合衆国連絡部局から照会を受けた場合の措置（第3条関係）

警察庁長官は、合衆国連絡部局から、重大な犯罪に関与している具体的な疑いのある者に係る指紋情報の記録の有無の照会を受けたときは、それが協定の実施のための照合システム（以下「システム」という。）に記録されているか否か、記録されている場合にはその指紋情報を自動的にオンラインで回答する。

(3) 追加の情報の提供の要請を受けた場合の措置（第4条関係）

警察庁長官は、(2)の照会に対し、指紋情報がシステムに記録されている旨を回答した場合において、合衆国連絡部局から、追加の情報の提供の要請を受けたときは、当該要請があった時にシステムに記録されている情報（氏名、生年月日、犯罪経歴等、法律に列挙されたものに限定）であって、当該要請の目的に照らして必要かつ適当であると認められるものを提供することができる。

(4) 情報の適切な管理のための措置（第7条関係）

警察庁長官は、システムに記録された指紋情報等の漏えいの防止等のために、システムに係るアクセス制御機能の高度化その他の必要な措置を講ずる。

(5) 外務大臣の措置（第8条関係）

外務大臣は、必要に応じ、アメリカ合衆国政府と協議する。

(6) 関係行政機関の協力（第9条関係）

警察庁長官、法務大臣及び外務大臣は、相互に協力する。

(7) その他

ア 提供した情報の目的外利用に係る同意等（第5条関係）

イ 本法に基づく事務を警察庁刑事局組織犯罪対策部の所掌事務とするための警察法の一部改正（附則第2項関係）

2 施行期日

この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

3 今後の予定

21日（金） 閣議請議（外務省と共同請議）

25日（火） 閣議

1 趣旨

- 1月27日、産業競争力強化法に基づき、事業者から経済産業大臣及び国土交通大臣に対して、駆動補助機付自転車（道路交通法施行規則第1条の3）についての特例措置の整備に関する要望書が提出され、2月6日、両大臣が国家公安委員会に対し、当該特例措置の整備について要請したもの。
- 事業者が使用を予定している駆動補助機付三輪自転車については、道路外での試験の結果等により、一定の安全性が認められたことから、同要請に対して、2(1)の安全上必要な措置を講ずることを条件として、2(2)の特例を認めることとし、同法に基づき、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容について通知・公表するもの。

2 新たな規制の特例措置の概要

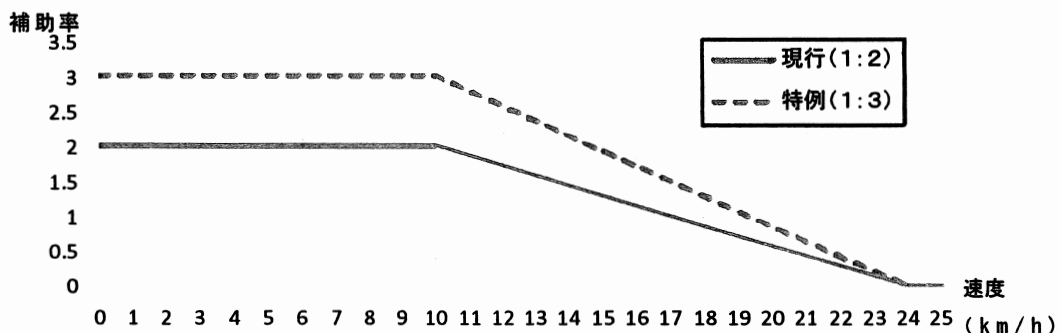
(1) 安全上必要な措置の概要

- 道路外での試験の結果により、被牽引装置付リヤカーを牽引する場合においても安全な運転の確保に支障が生じるおそれがないこと等（特例措置後の基準に該当すること）が確認できる駆動補助機付三輪自転車の使用
- 当該事業に従事する運転者に対する駆動補助機付三輪自転車の安全な運転を確保するために必要な交通安全教育の実施
- 駆動補助機付三輪自転車の安全な運転に必要な業務を適切に行うための体制の整備
- 交通事故その他当該事業の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会への報告その他の必要な措置の定め

(2) 道路交通法施行規則第1条の3の特例の概要

駆動補助機付三輪自転車が被牽引装置付リヤカーを牽引している場合の補助率（人の力に対する原動機を用いて人の力を補う比率）の最大値を、

- 10キロメートル毎時未満の速度では、「3」
- 10キロメートル毎時以上の速度では、「3」から逡減し、24キロメートル毎時以上の速度では「0」とする。



3 今後の予定

- 2月21日付けで経済産業大臣及び国土交通大臣に通知、同大臣により通知書が事業者に交付された後、公表予定。
- 道路交通法施行規則第1条の3の特例措置を定める内閣府令案を作成し、公安委員会の決裁を経た上で、意見公募手続を実施する予定。

1 孤立状況（20日8:00現在）

群馬	<ul style="list-style-type: none"> ・上野村 69世帯126名 ・藤岡市（上日野、三波川、美原、高山地区）45世帯90名 ・神流町（間物、平原、尾附、西部、持倉、船子地区）53世帯98名 ・南牧村 17世帯29名 ・下仁田町 23世帯41名 ・東吾妻町 3世帯4名 	<ul style="list-style-type: none"> ・沼田市 1世帯3名 ・安中市 1世帯2名
埼玉	<ul style="list-style-type: none"> ・秩父市 260世帯 ・皆野町 39世帯 ・長瀨町 17世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・横瀬町 46世帯 ・飯能市 67世帯 ・越生町 2世帯
山梨	<ul style="list-style-type: none"> ・甲府市 254世帯642名 ・甲斐市 12世帯18名 ・笛吹市 4世帯15名 ・市川三郷町 5世帯8名 ・大月市 40世帯147名 ・上野原市 33世帯66名 ・山中湖村 50世帯 ・丹波山村 8世帯15名 	<ul style="list-style-type: none"> ・山梨市 3世帯9名 ・甲州市 35世帯75名 ・早川町 55世帯90名 ・身延町 39世帯67名 ・道志村 9世帯13名 ・鳴沢村 別荘40世帯 ・小菅村 304世帯682名
長野	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久市馬坂、広河原地区 9世帯 13名 ・下伊那郡天龍村 2世帯 5名 	

2 警察の対応

(1) 関係県警察の対応

群馬県警 延べ1350名動員 山梨県警 延べ820名動員
埼玉県警 延べ550名動員 長野県警 延べ1150名動員

- ・宮城県関山トンネル、埼玉県仏石山トンネル等における降雪直後の孤立事案について17日までに救助。
- ・孤立地域である山梨県早川町において、ヘリを使用し、情報収集及び55世帯へ当面必要な医薬品等物資の搬送を実施（19日）
- ・埼玉県秩父市の孤立世帯に対し、戸別訪問・救援物資配布、除雪活動を実施（19日）
- ・東京都青梅市内及び奥多摩町内等において、高齢居住者の安否確認及び除雪活動を実施（19日）

(2) 警察庁の対応

雪害発生直後から関係課及び関係都道府県警察が連携し、対応を進めていたところ、平成26年2月18日午前10時30分、警察庁に生活安全局長を長とする雪害対策本部を設置。同日第一回雪害対策会議を開催。

3 政府の対応

平成26年2月14日から防災担当大臣を中心とした関係省庁災害対策会議等を開催し雪害への対応を進めていたところ、18日午前10時30分、政府に豪雪非常災害対策本部設置。山梨県に非常災害現地対策本部、群馬県及び埼玉県に政府現地災害対策室が設置され、県警職員を派遣。

1 概況

- 検挙事件数は 9,121 事件 (前年比 652 事件 (6.7%) 減少)、検挙人員は 11,514 人 (同 866 人 (7.0%) 減少)
- 全国の消費生活センターに寄せられた既遂被害に関する相談 (以下「消費生活相談」という。) 件数は、利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯及びヤミ金融事犯のいずれも減少傾向

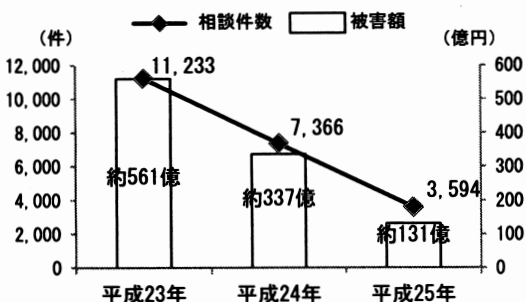
1 頁
2 頁
7 頁
12 頁

2 事犯別状況

(1) 利殖勧誘事犯

- 検挙事件数は 37 事件 (前年比 4 事件 (9.8%) 減少)
- 消費生活相談は、23 年と比べ、件数が 7,639 件 (68.0%)、被害額は約 430 億円 (76.6%) 減少。高齢者が契約当事者である割合は 70.5% と高い

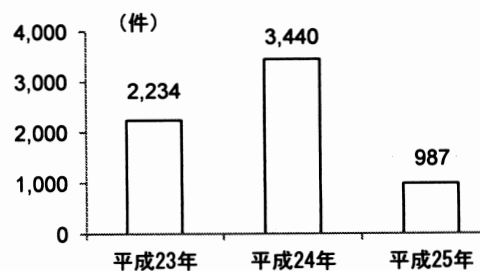
利殖勧誘事犯の可能性のある消費生活相談件数・被害額



預貯金口座悪用防止対策

- 利殖勧誘事犯法人名義口座凍結のための金融機関への情報提供件数は、金融機関による法人名義口座開設時審査の厳格化及び凍結口座名義人情報の提供の効果もあり、前年と比べ、件数が 2,453 件 (71.3%) 減少

利殖勧誘事犯法人名義口座凍結のための金融機関への情報提供件数

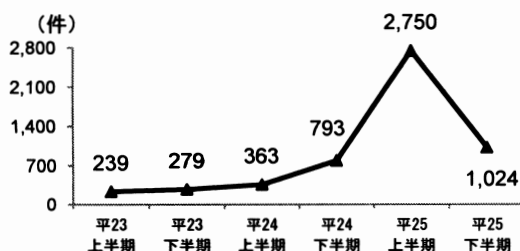


2 頁
3 頁
28 頁

(2) 特定商取引等事犯

- 検挙事件数は 172 事件 (前年比 48 事件 (38.7%) 増加)
- 25 年上半期になって健康食品の送り付け商法事犯に係る消費生活相談件数が急増。高齢者の割合は 94.0%
- 送り付け商法事犯は 10 事件 検挙

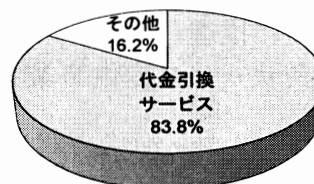
健康食品の送り付け商法事犯の可能性のある消費生活相談件数



代金引換サービス悪用防止対策

- 警察安全相談等で把握した送り付け商法事犯 724 件につき、代金引換サービスが悪用されていたものは 607 件 (83.8%)
- 配達事業者と同サービスの解約要請 267 件を実施するなど対策を推進。送り付け商法事犯に係る消費生活相談件数が減少

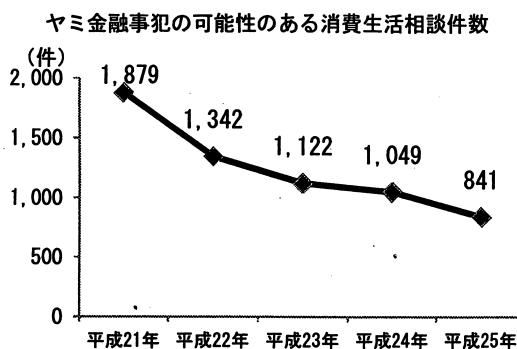
送り付け商法事犯に係る代金支払方法割合



8 頁
9 頁
10 頁
29 頁

(3) ヤミ金融事犯

- 検挙事件数は 341 事件 (前年比 16 事件 (4.9%) 増加)
- 質屋営業の仮装等、新たな手口も出現
- 消費生活相談は、21 年と比べ、件数が 1038 件 (55.2%) 減少



レンタル携帯電話悪用防止対策

- レンタル携帯電話事業者に対し、3,484 件 (うちヤミ金融事犯に基づくものは 3,433 件) の解約要請を実施
- 携帯電話不正利用防止法違反で検挙したレンタル携帯電話事業者 11 社に関し、同事業者の保有回線に係る契約の解除と新規契約の拒否を携帯音声通信事業者に対し要請。192 回線の契約解除と新規契約の拒否がなされることとなった

12 頁
28 頁
29 頁

3 犯行助長サービス対策状況

- 生活経済事犯利用口座凍結のための金融機関への情報提供件数は 34,790 件と、前年より 5,106 件 (17.2%) 増加
- レンタル携帯電話事業者に対する解約要請のほか、携帯音声通信事業者に対する契約者確認の求めを行い、携帯電話悪用防止対策を推進
- 生活経済事犯に バーチャルオフィスサービスが悪用されていた契約件数 356 件 (警察安全相談等で把握) のうち、契約継続中であった 176 件の 解約要請を実施。

なお、住所貸出サービス等の場所に対するバーチャルオフィスサービスを悪用した契約を分析したところ、悪用された事業者の 88.6% が東京 23 区内に所在する事業者であった

- 生活経済事犯に IP 電話が悪用されていた契約件数 287 件 (警察安全相談等で把握) のうち、契約継続中であった 179 件の 解約要請を実施
- 無承認医薬品、偽ブランド品、無登録貸金業等に係る広告が掲載されている ウェブサイトの削除要請を実施

27 頁
28 頁
29 頁
30 頁

4 今後の対策

- 高齢者が被害に遭いやすい利殖勧誘事犯等の生活経済事犯の早期事件化
- 口座凍結のための金融機関への情報提供、携帯電話契約者確認の求めといった犯罪利用が疑われるサービスについて、当該サービスの提供停止等を求める措置を強力に推進
- 犯行助長サービス提供事業者に対する幫助犯等の立件を念頭に置いた捜査

30 頁
31 頁

警視庁と埼玉県警察の合同捜査本部は、他人のID等を不正利用してインターネット接続事業者の認証を受けていた中国系中継サーバ事業者による不正アクセス事件を検挙した（2月12日、不正アクセス禁止法違反で通常逮捕）。

1 被疑者

国籍 中華人民共和国

東京都豊島区 会社役員（34歳、男）ほか1名

2 事案の概要

被疑者らは、中国から日本のインターネットサイトを利用するためのレンタルサーバコンピュータを国内に設置し、顧客に提供する事業を営んでいる者であるが、平成25年10月ころ、同レンタルサーバコンピュータから、インターネット接続事業者が管理する認証サーバコンピュータに、同事業者が第三者を正規利用権者として付与した認証ID等を同レンタルサーバコンピュータ内のインターネット接続ソフトにあらかじめ設定するなどの方法で入力等して、不正アクセス行為をしたもの。

3 適用罪名及び罰条

不正アクセス禁止法第2条第4項第1号、第3条、第11条

3年以下の懲役又は100万円以下の罰金

4 犯行に至る経緯

平成22年6月

被疑者に係る法人設立

7月

同法人に係る電気通信事業者届出

その後、同法人の中継サーバを利用した日本企業のウェブサイトに対する不正アクセス等の事件が多数発生

平成24年7月以降

インターネット接続事業者が同法人に対する契約を解除

その後も引き続き、インターネットバンキングに係る不正送金事犯を含め、同法人の中継サーバを利用した事件が発生

5 今後の方針

- (1) 被疑者らの取調べ、証拠品の分析等による事案の全容解明
- (2) 通信回線事業者等への対策の働きかけ

公安委員会

FATF対日審査フォローアップ

平成26年2月20日

説明資料No. **6**

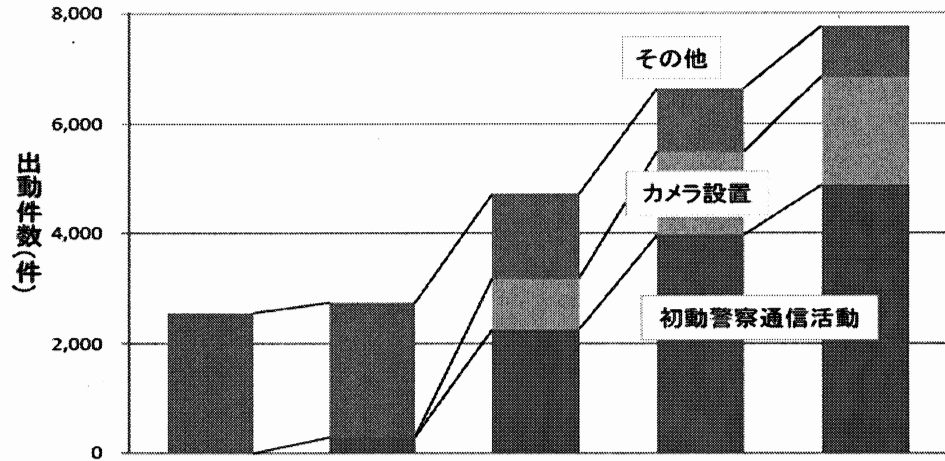
結果（第8回報告）について

犯罪収益移転防止管理官
警備企画課

(略)

1 出動件数

出動件数の推移（過去5年間）



	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
機動警察通信隊出動（件）※1	2,556	2,744	4,716	6,632	7,761
うち初動警察通信活動 ※2	-	292	2,259	3,969	4,872
うちカメラ設置 ※3	-	-	922	1,519	1,974

※1 出動したものの、現場到着前に事案解決したものも含む。

※2 初動警察通信活動は、平成22年度から実施。

※3 カメラ設置は、平成23年度から統計を開始。

- 平成25年中、総件数は、7,761件（前年比+1,129件）
 - ・初動警察通信関係は、4,872件（前年比+903件）
 - ・カメラ設置関係は、1,974件（前年比+455件）

2 主な活動状況

(1) 初動警察通信関係

- ・豪雨や台風の被害現場における活動
- ・土砂崩れ現場における活動
- ・事件現場における活動
- ・現地捜査本部における臨時の通信機器の設置

(2) カメラ設置関係

- ・暴力団対策のため整備したLED照射監視カメラシステムの設置
- ・ストーカー・DV被害者保護対策のためのカメラの設置

(3) 警衛警備

- ・警衛警備における活動

3 今後の方針

- 反省教訓を生かした事案想定訓練を反復実施し練度を向上
- 教養・訓練による映像関連技術の技能を向上